



宮 崎 県 公 報

平成20年5月22日(木曜日) 第 1983 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

- 災害救助法施行細則の一部を改正する規則…… (福祉保健課) 1
- 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則…… (都市計画課) 1

告 示

- 生活保護法に基づく施術者の指定 (3 件) …… (国保・援護課) 1
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定…… (障害福祉課) 2

訓 令

- 宮崎県職員表彰規程の一部を改正する訓令…… (人事課) 2

公 告

- 軽油引取税に係る免税証の無効公告…… (税務課) 2
- 調理師試験の実施…… (衛生管理課) 2
- 製菓衛生師試験の実施…… (") 3
- 大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見…… (商業支援課) 3

- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見 (4 件) …… (商業支援課) 3
- 家畜商講習会の開催…… (畜産課) 4
- 土地改良区の役員の就退任の届出…… (農村整備課) 4
- 市町村宮土地改良事業の施行の同意 (2 件) … (") 5
- 市町村が行う土地改良事業の工事完了の届出… (") 5
- 県営土地改良事業の工事の完了…… (") 5
- 公共測量実施の通知…… (管理課) 5
- 落札者等の公告 (2 件) …… 5
- 企業局企業管理規程**
- 企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程…… 6
- 病院局公告**
- 落札者等の公告 (3 件) …… 10
- 収用委員会告示**
- 収用の裁決手続の開始決定…… 11
- 収用及び使用の裁決手続の開始決定 (2 件) …… 11
- 正 誤**
- 平成20年3月31日付け県公報 (号外第13号) 中…… 13

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年五月二十二日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第四十号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則 (昭和二十五年宮崎県規則第一十六号) の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の二(中)「一、三三六、〇〇〇円」を「一、三三六、〇〇〇円」に改め、同表六の二中「五〇〇、〇〇〇円」を「五一〇、〇〇〇円」に改め、同表十一の二中「一三三、〇〇〇円」を「一三三、五〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年五月二十二日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第四十一号

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則 (昭和四十五年宮崎県規則第三十三号) の一部を次のように改正する。

第七条中第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第九号

を削り、第十号を第十一号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 376号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成20年5月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

氏 名 (名 称)	所 在 地	指 定 年 月 日
楠浦 裕太 (きのしま整骨院)	小林市細野5273-19	平成19年11月1日

宮崎県告示第 377号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成20年5月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

氏 名 (名 称)	所 在 地	指定年月日
江藤 健一 (みなと鍼灸 整骨院)	日向市日知屋 16350-4-101	平成19年11月13日

宮崎県告示第 378号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成20年5月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

氏 名 (名 称)	所 在 地	指定年月日
丸山 芳昭 (霧島整骨院)	西諸県郡高原町蒲牟田5631-8	平成20年1月10日

宮崎県告示第 379号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第 283号) 第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成20年5月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
野 村 啓 子	医療法人宏仁会海老原総合病院	高鍋町	内科	平成20年5月1日
緒 方 賢 司	医療法人泉和会千代田病院	日向市	外科	平成20年5月1日
松 倉 茂	医療法人泉和会千代田病院	日向市	内科、神経内科	平成20年5月1日

訓 令

宮崎県職員表彰規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成二十年五月二十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第十九号

本 行
各出先機関

宮崎県職員表彰規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員表彰規程 (平成元年訓令第十号) の一部を次のように改正する。

第二十条中「功績表彰」の下に「及び永年勤続表彰」を加え、同条

に次の一項を加える。

2 永年勤続表彰は、二十年表彰及び三十年表彰とする。

第三条第一項中「知事が」を削る。

第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第九条中「功績表彰」の下に「又は永年勤続表彰」を加え、同条を第十条とする。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条第三項中「総合政策本部長、総務部長、地域生活部長」を「県民政策部長、総務部長」に改め、同条を第七条とする。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(永年勤続表彰)

第四条 二十年表彰は、二十年以上在職した職員で勤務成績が良好なものについて、表彰状を授与して行う。

2 三十年表彰は、三十年以上在職した職員で勤務成績が良好なものについて、表彰状を授与して行う。

別記様式中「第9条」を「第10条」と、「第3条第1項第 号」を「第 条第 項第 号」と、「業績」を「功績表彰」にあっては、「業績」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

公 告

宮崎県税条例施行規則 (昭和39年宮崎県規則第3号) 第96条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成20年5月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 免税証の種類
20ℓ券
- 2 用途
農業
- 3 記号及び番号
E4701679～E4701698
- 4 有効期間
平成20年2月1日から平成21年1月31日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称
JAこばやし 出口給油所
- 6 紛失年月日
平成20年4月27日

調理師法 (昭和33年法律第 147号) 第3条の2第1項の規定により、平成20年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成20年5月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 試験の期日
平成20年7月29日 (火曜日)
- 2 試験の場所
第1試験場
宮崎県総合保健センター (宮崎市霧島1丁目1番地2)
JA・AZMホール (宮崎市霧島1丁目1番地1)
第2試験場
都城市コミュニティーセンター (都城市姫城町10街区7号)

第 3 試験場

日向市中央公民館 (日向市中町 1 番 31 号)

3 試験時間及び試験科目

時間	午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
科目	食文化概論 衛生法規 公衆衛生学 栄養学 食品学 食品衛生学 調理理論

4 受験願書の受付期間

平成 20 年 6 月 2 日 (月曜日) から 6 月 13 日 (金曜日) まで
(土曜日及び日曜日を除き、午前 9 時から午後 4 時まで)

5 受験願書の提出先

住所地又は就業施設の所在地を管轄する保健所 (宮崎市保健所を除く。以下同じ。) の長を経由して知事に提出すること。

6 受験手数料

6,100 円 (宮崎県収入証紙により納付すること。)

7 合格発表

平成 20 年 8 月 28 日 (木曜日) とし、合格者の受験番号を各保健所にて公示する。

8 その他

詳細については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課 (電話 0985-26-7077) に問い合わせること。

製菓衛生師法 (昭和 41 年法律第 115 号) 第 4 条第 1 項の規定により、平成 20 年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成 20 年 5 月 22 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 試験の期日

平成 20 年 7 月 29 日 (火曜日)

2 試験の場所

宮崎県総合保健センター (宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 2)

3 試験時間及び試験科目

時間	午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
科目	衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論及び実技 (実技は、和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか 1 つを選択)

4 受験願書の受付期間

平成 20 年 6 月 2 日 (月曜日) から 6 月 13 日 (金曜日) まで
(土曜日及び日曜日を除き、午前 9 時から午後 4 時まで)

5 受験願書の提出先

住所地又は就業施設の所在地を管轄する保健所 (宮崎市保健所を除く。以下同じ。) の長を経由して知事に提出すること。

6 受験手数料

9,400 円 (宮崎県収入証紙により納付すること。)

7 合格発表

平成 20 年 8 月 28 日 (木曜日) とし、合格者の受験番号を各保健所にて公示する。

8 その他

詳細については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課 (電話 0985-26-7077) に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成 20 年 5 月 22 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド宮崎花ヶ島店
宮崎市花ヶ島町瀬々町 2600 外 38 筆

2 意見の概要

特になし

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成 20 年 5 月 22 日から平成 20 年 6 月 23 日まで

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成 20 年 5 月 22 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カーリーノ宮崎
宮崎市橘通東四丁目 8 番 1 号

2 意見の概要

特になし

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成 20 年 5 月 22 日から平成 20 年 6 月 23 日まで

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成 20 年 5 月 22 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ宮崎花ヶ島
宮崎市花ヶ島町南土地区画整理事業地内 2 街区 6 画地 外 17 筆

2 意見の概要

特になし

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事

務所総務商工センター

(2) 期間
平成20年5月22日から平成20年6月23日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年5月22日
宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ宮崎花ヶ島
宮崎市花ヶ島町小物町2656番 外19筆

2 意見の概要
特になし

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間
平成20年5月22日から平成20年6月23日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、小林市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年5月22日
宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストアモリ小林店・マックハウス小林店
小林市大字水流迫上之原 648番25 他5筆

2 意見の概要
当該店舗の変更に伴う周辺地域の生活環境への影響については、大規模小売店舗立地法第4条により、定める指針を満たしているので意見を有しない。

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間
平成20年5月22日から平成20年6月23日まで

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、平成20年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成20年5月22日
宮崎県知事 東国原 英 夫

1 開催の日時及び場所

開催月日	場 所	時 間
平成20年 8月4日	宮崎市旭1丁目2番2号 宮崎県企業局1階ホール	受付 午前8時30分から 講習 午前9時から

及び5日		午後5時まで
------	--	--------

2 講習科目及び講習時間

(1) 家畜の取引に関する法令 4時間
(2) 家畜の品種及び特徴 4時間
(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

3 講習を受けることができる者
今後、家畜の取引業務を営もうとする者（資格のいかんを問わない。）

4 受講の手続
講習を受けようとする者は、家畜商講習会申込書に額面金額3,300円の宮崎県収入証紙（消印しないもの）と写真をはり、平成20年7月11日までに最寄りの農林振興局（西臼杵支庁管内にあっては西臼杵支庁）に提出すること。

5 その他
詳細については、宮崎県農政水産部畜産課（電話0985(26)7139）、西臼杵支庁又は農林振興局に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小丸川土地改良区（高鍋町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成20年5月22日
宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	永 友 国 起	高鍋町大字持田4962番地
理 事	押 川 和 夫	木城町大字椎木4244番地
理 事	泥 谷 久 光	木城町大字高城 180番地
理 事	横 尾 峰 雄	木城町大字高城 253番地 7
理 事	赤 澤 英 徳	高鍋町大字上江2420番地
理 事	岩 切 正 美	高鍋町大字北高鍋4685番地 2
理 事	坂 本 弘 志	高鍋町大字上江4647番地 1
理 事	杉 好 晋	高鍋町大字持田1968番地
理 事	黒 木 邦 男	高鍋町大字南高鍋6783番地
理 事	永 友 祥 一	高鍋町大字蚊口浦19番地 5
理 事	興 梶 正 明	高鍋町大字上江8225番地 1
理 事	三 隅 英 二	木城町大字椎木4002番地 9
監 事	平 林 陽 一	木城町大字椎木1857番地
監 事	上 野 春 雄	高鍋町大字上江1469番地 1

（任期：平成24年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	永 友 国 起	高鍋町大字持田4962番地
理 事	押 川 和 夫	木城町大字椎木4244番地
理 事	泥 谷 久 光	木城町大字高城 180番地
理 事	横 尾 峰 雄	木城町大字高城 253番地 7
理 事	赤 澤 英 徳	高鍋町大字上江2420番地
理 事	岩 切 正 美	高鍋町大字北高鍋4685番地 2
理 事	坂 本 弘 志	高鍋町大字上江4647番地 1
理 事	杉 好 晋	高鍋町大字持田1968番地
理 事	黒 木 邦 男	高鍋町大字南高鍋6783番地
理 事	永 友 祥 一	高鍋町大字蚊口浦19番地 5
理 事	佐 藤 健 司	高鍋町大字北高鍋1306番地
理 事	三 隅 英 二	木城町大字椎木4002番地 9
監 事	平 林 陽 一	木城町大字椎木1857番地
監 事	上 野 春 雄	高鍋町大字上江1469番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、宮崎市が行う土地改良事業（天ヶ山地区、ため池等整備事業）の施行に同意した。

平成20年 5 月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、宮崎市が行う土地改良事業（古城下地区、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）の施行に同意した。

平成20年 5 月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第 113条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事を完了した旨の届出があった。

平成20年 5 月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

事業主体名	届 出 者			事業名	完了年月日
	市町村名	地区名	市町村名		
延岡市	延岡市	助 田	延岡市	ため池等整備事業	平成20年 3 月31日

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。
平成20年 5 月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
上 崎	延岡市	農地保全整備事業	平成20年 3 月10日
立 石	美郷町	中山間地域総合農地防災事業	平成20年 2 月 7 日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、防衛省九州防衛局熊本防衛支局長から次のとおり通知があった。

平成20年 5 月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 作業の種類
公共測量（地形図作成）
- 2 作業期間
平成20年 4 月24日から平成20年 7 月31日まで
- 3 作業地域
新田原飛行場及びその周辺

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。
平成20年 5 月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
宮崎港曳船作業業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県中部港湾事務所総務課 宮崎市港 1 丁目18番地
- 3 落札者を決定した日
平成20年 3 月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ベイフロントハッコー 宮崎市港 1 丁目16番地
- 5 落札金額
73,500.000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成20年 2 月12日

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。
平成20年 5 月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 随意契約に係る調達件名及び数量

- 財務会計システム機器等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県会計管理局会計課出納決算担当 宮崎市橋通東 2 丁目10 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成20年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 富士通株式会社 東京都港区東新橋 1 丁目 5 番 2 号
(2) 日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内 3 丁目 4 番 1 号
- 5 随意契約に係る契約金額
105,907,788円
- 6 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372号)第10条第 1 項第 2 号に該当

企業局企業管理規程

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。
平成二十年五月二十一日

宮崎県企業局長 日高 幸 平

宮崎県企業局企業管理規程第九号

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程

企業局会計規程(平成十四年宮崎県企業局企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三十九号の項を次のように改める。

様式第39号	請書(一般)	第95条	その1
	請書(工事)	第95条	その2
	変更請書(工事)	第95条	その3
	請書(測量等設計委託)	第95条	その4
	変更請書(測量等設計委託)	第95条	その5

別記様式第三十九号(その二)中

「工事執行方法」を「契約方法」に、

請負金額	$\left[\begin{array}{l} \text{うち取引に係る消費税及び地方消費税額} \\ \text{(注)「取引に係る消費税及び地方消費税」は、消費税法第29条} \\ \text{第1項及び第29条の規定により算出したものに地方税法第72条} \\ \text{の82及び第72条の83の規定により算出したものを加えたもの} \\ \text{で請負額に } 5 / 105 \text{ を乗じて得た額である。} \end{array} \right] \text{円}$	を
------	--	---

請負金額	(消費税及び地方消費税額 円を含む。)	に、
------	---------------------	----

「設計書、図面及び仕様書並びに」を「設計図書及び」に、「の規定を守り」を「に従い、」に、「工事請負約款」を「工事請負契約約款」に、「契約者」を「請負者」に改め、「上記」の下に「の」を加え、同様式の次に次の三様式を加える。

様式第39号 (その3)

変 更 請 書 (工 事)

収入印紙

工 事 の 目 的	
工 事 の 場 所	
契 約 方 法	
契 約 内 容	別冊変更図面及び仕様書のとおり
増 額 請 負 金 額	増額 減額 (消費税及び地方消費税 円を含む。)
変 更 後 の 工 期 終 期	年 月 日

上記のとおり変更契約したので、この請書を提出します。

年 月 日

住 所

請負者

氏 名

印

宮崎県企業局長 殿

様式第39号 (その4)

請 書 (測量等設計委託)

収入印紙

委託業務の目的	
委託業務の場所	
契 約 方 法	
業 務 委 託 料	円 (消費税及び地方消費税額 円を含む。)
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
契約保証金額	円

- 1 上記の業務の委託については、設計図書及び指示事項のほか、宮崎県企業局会計規程（平成 14 年宮崎県企業局企業管理規程第 6 号）に従い、誠実に履行します。
- 2 その他の契約事項については、土木設計業務等委託契約書の定めるところによります。
- 3 上記各事項を契約した証として、この請書を提出します。

年 月 日

住 所

受注者

氏 名

印

宮崎県企業局長 殿

様式第39号 (その5)

変 更 請 書 (測量等設計委託)

収入印紙

委託業務の名称	
委託業務の場所	
契 約 方 法	
変 更 内 容	別冊変更図面及び仕様書のとおり
増 額 業 務 委 託 料	増額 減額 (消費税及び地方消費税 円を含む。)
変 更 後 の 履 行 終 期	年 月 日

上記のとおり変更契約したので、この請書を提出します。

年 月 日

住 所

受注者

氏 名

印

宮崎県企業局長 殿

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行する。

病院局公告**落札者等の公告**

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。
平成20年5月22日

県立宮崎病院長 豊田 清 一

- 1 落札に係る調達件名
県立宮崎病院清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等
県立宮崎病院総務課管理担当 宮崎市北高松町5番30号
- 3 落札者を決定した日
平成20年3月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
第一ビル管理株式会社 宮崎市吉村町大町甲1990番地
- 5 落札金額
72,660,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成20年2月12日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。
平成20年5月22日

県立延岡病院長 楠元 志都生

- 1 落札に係る調達件名
県立延岡病院清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等
県立延岡病院医事課財務担当 延岡市新小路二丁目1番地10
- 3 落札者を決定した日
平成20年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社サンメンテナンス 大阪市中央区常盤町二丁目2番5号
- 5 落札金額
35,690,550円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成20年2月12日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。
平成20年5月22日

県立日南病院長 長田 幸 夫

- 1 落札に係る調達件名
県立日南病院清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等
県立日南病院医事課財務担当 日南市木山一丁目9番5号
- 3 落札者を決定した日
平成20年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
つやげん九州株式会社 都城市宮丸町3048番地1
- 5 落札金額
24,570,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成20年2月12日

収用委員会告示

宮崎県収用委員会告示第 2 号

土地収用法（昭和26年法律第 219号）第45条の 2 の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので告示する。

平成20年 5 月22日

宮崎県収用委員会

- 1 起業者の名称
西日本高速道路株式会社
- 2 事業の種類
高速自動車国道東九州自動車道新設工事（都農インターチェンジ（仮称）から高鍋インターチェンジ（仮称）まで）並びにこれに伴う町道及び農業用道路付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等
所在 宮崎県児湯郡川南町大字川南

字	地 番	地 目		地 積 (㎡)		裁決手続の開始を決定する面積 (㎡)
		公 簿	現 況	公 簿	実 測	
前ノ田	15027番 1	畑	畑	4,308	4,381.18	2,289.94
前ノ田	15027番 5	畑	畑	2,607	2,624.01	400.36

- 4 土地所有者の氏名及び住所
金丸俊光
宮崎県児湯郡都農町大字川北4534番地 あさひ団地54- 2 - 101
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
大番有限会社
宮崎県延岡市浜町 383番地
抵当権（平成16年11月16日受付第 10269号）
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成20年 5 月13日

宮崎県収用委員会告示第 3 号

土地収用法（昭和26年法律第 219号）第45条の 2 の規定により収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので告示する。

平成20年 5 月22日

宮崎県収用委員会

- 1 起業者の名称
西日本高速道路株式会社
- 2 事業の種類
高速自動車国道東九州自動車道新設工事（都農インターチェンジ（仮称）から高鍋インターチェンジ（仮称）まで）並びにこれに伴う町道及び農業用道路付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等
所在 宮崎県児湯郡都農町大字川北

字	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用の裁決手続の開始を決定する面積 (㎡)	使用の裁決手続の開始を決定する面積 (㎡)
		公 簿	現 況	公 簿	実 測		
尾立	7924番23	宅地	宅地	4,512.17	4,524.00	410.04	23.60

尾立	7924番29	宅地	宅地	3,319.64	3,342.70	593.51	—
----	---------	----	----	----------	----------	--------	---

- 4 土地所有者の氏名及び住所
 有限会社清和商事
 福岡県久留米市六ツ門町13番地の20
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
 竹内彪二
 福岡県福岡市城南区南片江三丁目12番32号
 条件付所有権移転仮登記（平成12年4月7日受付第3832号）
 差押（平成19年11月1日受付第8633号）
 抵当権（平成12年4月7日受付第3831号）
 条件付賃借権設定仮登記（平成12年4月7日受付第3833号）
 宮崎県
 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
 差押（平成15年7月1日受付第6334号）
 有限会社マクシマ
 兵庫県神戸市長田区房王寺町七丁目1-7 ハイッ菊水1F
 抵当権（平成15年5月6日受付第4505号）
 有限会社菊山産業
 熊本県熊本市昭和町1番1号
 抵当権設定仮登記移転仮登記（平成19年5月1日受付第3443号）
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
 平成20年5月13日

宮崎県収用委員会告示第4号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので告示する。

平成20年5月22日

宮崎県収用委員会

- 1 起業者の名称
 西日本高速道路株式会社
- 2 事業の種類
 高速自動車国道東九州自動車道新設工事（都農インターチェンジ（仮称）から高鍋インターチェンジ（仮称）まで）並びにこれに伴う町道及び農業用道路付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等
 所在 宮崎県児湯郡都農町大字川北

字	地番	地目		地積 (㎡)		収用の裁決手続の開始を決定する面積 (㎡)	使用の裁決手続の開始を決定する面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測		
尾立	7924番 128	宅地	宅地	646.00	652.70	573.58	19.38
尾立	7924番 146	宅地	宅地	1,000.17	1,007.22	447.17	—

- 4 土地所有者の氏名及び住所
 有限会社東野興産
 福岡県福岡市南区長丘五丁目4番13号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
 有限会社マクシマ
 兵庫県神戸市長田区房王寺町七丁目1-7 ハイッ菊水1F
 抵当権（平成15年5月6日受付第4505号）

差押 (平成20年 1 月18日受付第 384号)
 有限会社菊山産業
 熊本県熊本市昭和町 1 番 1 号
 抵当権設定仮登記移転仮登記 (平成19年 5 月 1 日受付第3443号)
 6 裁決手続の開始を決定した年月日
 平成20年 5 月13日

正 誤

平成二十年三月三十一日付け県公報 (号外第十三号) 中

ページ	段	誤	正									
二	下	用地対策課技術企画課	用地対策課 技術企画課									
二二二	上	宮崎県別職報酬等審議会	宮崎県特別職報酬等審議会									
二二二	下	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">の審議に関する事務</td> </tr> </table>		の審議に関する事務	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">の審議に関する事務</td> </tr> <tr> <td>公務災害補償等認定委員会</td> <td>議会の議員その他非常勤の職員公務災害補償等に関する条例 (昭和四十二年宮崎県条例第三十五号) 第三条第二項の規定による災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定に対して意見を述べる事務</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総務部人事課</td> </tr> </table>		の審議に関する事務	公務災害補償等認定委員会	議会の議員その他非常勤の職員公務災害補償等に関する条例 (昭和四十二年宮崎県条例第三十五号) 第三条第二項の規定による災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定に対して意見を述べる事務		総務部人事課	
	の審議に関する事務											
	の審議に関する事務											
公務災害補償等認定委員会	議会の議員その他非常勤の職員公務災害補償等に関する条例 (昭和四十二年宮崎県条例第三十五号) 第三条第二項の規定による災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定に対して意見を述べる事務											
	総務部人事課											
二二三	下	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">宮崎県生活衛生適正化審議会</td> <td style="width: 33%;">生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (昭和三十三年法律第百六十四号) 第五十八条第一項の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同条第四項の規定による同法の施行に関する事項についての関係各行政機関等に対する建議に関する事務</td> <td style="width: 33%;">福祉保健部衛生管理課</td> </tr> </table>	宮崎県生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (昭和三十三年法律第百六十四号) 第五十八条第一項の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同条第四項の規定による同法の施行に関する事項についての関係各行政機関等に対する建議に関する事務	福祉保健部衛生管理課	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">宮崎県生活衛生適正化審議会</td> <td style="width: 33%;">生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (昭和三十三年法律第百六十四号) 第五十八条第一項の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同条第四項の規定による同法の施行に関する事項についての関係各行政機関等に対する建議に関する事務</td> <td style="width: 33%;">福祉保健部衛生管理課</td> </tr> <tr> <td>宮崎県感染症対策審議会</td> <td>宮崎県感染症対策審議会条例 (平成十一年宮崎県条例第十一号) 第二条の規定による予防計画の策定及び変更その他感染症対策に関する重要事項を調査審議する事務</td> <td>福祉保健部健康増進課</td> </tr> </table>	宮崎県生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (昭和三十三年法律第百六十四号) 第五十八条第一項の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同条第四項の規定による同法の施行に関する事項についての関係各行政機関等に対する建議に関する事務	福祉保健部衛生管理課	宮崎県感染症対策審議会	宮崎県感染症対策審議会条例 (平成十一年宮崎県条例第十一号) 第二条の規定による予防計画の策定及び変更その他感染症対策に関する重要事項を調査審議する事務	福祉保健部健康増進課
宮崎県生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (昭和三十三年法律第百六十四号) 第五十八条第一項の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同条第四項の規定による同法の施行に関する事項についての関係各行政機関等に対する建議に関する事務	福祉保健部衛生管理課										
宮崎県生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (昭和三十三年法律第百六十四号) 第五十八条第一項の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同条第四項の規定による同法の施行に関する事項についての関係各行政機関等に対する建議に関する事務	福祉保健部衛生管理課										
宮崎県感染症対策審議会	宮崎県感染症対策審議会条例 (平成十一年宮崎県条例第十一号) 第二条の規定による予防計画の策定及び変更その他感染症対策に関する重要事項を調査審議する事務	福祉保健部健康増進課										
二二四	下	同条中第九号を第十三号とし	同条中第九項を第十三項とし									
二二五	下	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">児童相談所</td> <td style="width: 50%;">所長 課長</td> </tr> </table>	児童相談所	所長 課長	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">児童相談所</td> <td style="width: 50%;">所長 課長</td> </tr> <tr> <td>みやまき学園</td> <td>園長 副園長</td> </tr> <tr> <td>県立産院</td> <td>院長 主任</td> </tr> </table>	児童相談所	所長 課長	みやまき学園	園長 副園長	県立産院	院長 主任	
児童相談所	所長 課長											
児童相談所	所長 課長											
みやまき学園	園長 副園長											
県立産院	院長 主任											
二二六	上	商工観光労働部観光交流局観光推進課	商工観光労働部観光交流推進局観光推進課									